

5 居宅療養管理指導サービスコード表

サービスコード	サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位		
種類	項目							
31	1111	医師居宅療養管理指導 1	イ 医師が行う場合 (月2回限度)	(1)居宅療養管理指導費( )	(一)単一建物居住者が1人の場合	515 単位	1回につき	
31	1113	医師居宅療養管理指導 2		((2)以外)	(二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	487 単位		487
31	1115	医師居宅療養管理指導 3			(三)(一)及び(二)以外の場合	446 単位		446
31	1112	医師居宅療養管理指導 1		(2)居宅療養管理指導費( )(在宅時 医学総合管理料等を算定する場合)	(一)単一建物居住者が1人の場合	299 単位		299
31	1114	医師居宅療養管理指導 2			(二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	287 単位		287
31	1116	医師居宅療養管理指導 3			(三)(一)及び(二)以外の場合	260 単位		260
31	2111	歯科医師居宅療養管理指導	ロ 歯科医師が行う場合 (月2回限度)	(1)単一建物居住者が1人の場合		517 単位	517	
31	2112	歯科医師居宅療養管理指導		(2)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合		487 単位	487	
31	2113	歯科医師居宅療養管理指導		(3)(1)及び(2)以外の場合		441 単位	441	
31	1221	薬剤師居宅療養 1	ハ 薬剤師が行う場合	(1)医療機関の 薬剤師の場合 (月2回限度)	(一)単一建物居住者が1人の場合		566	
31	1222	薬剤師居宅療養 1・特薬			566 単位	特別な薬剤の場合 + 100 単位	666	
31	1251	薬剤師居宅療養 2			(二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合		417	
31	1252	薬剤師居宅療養 2・特薬			417 単位	特別な薬剤の場合 + 100 単位	517	
31	1244	薬剤師居宅療養 3			(三)(一)及び(二)以外の場合		380	
31	1245	薬剤師居宅療養 3・特薬			380 単位	特別な薬剤の場合 + 100 単位	480	
31	1223	薬剤師居宅療養 1		(2)薬局の薬剤 師の場合	(一)単一建物 居住者が1人の 場合	がん末期の患者・中心静脈栄養 患者・麻薬注射剤使用患者以外 の場合(月4回限度)		518
31	1224	薬剤師居宅療養 1・特薬				518 単位	特別な薬剤の場合 + 100 単位	618
31	1255	薬剤師居宅療養 2			(二)単一建物 居住者が2人 以上9人以下 の場合	がん末期の患者・中心静脈栄養 患者・麻薬注射剤使用患者の場 合(月8回限度)		518
31	1256	薬剤師居宅療養 2・特薬			518 単位	特別な薬剤の場合 + 100 単位	618	
31	1225	薬剤師居宅療養 3			(三)(一)及び (二)以外の場合	がん末期の患者・中心静脈栄養 患者・麻薬注射剤使用患者以外 の場合(月4回限度)		379
31	1226	薬剤師居宅療養 3・特薬			379 単位	特別な薬剤の場合 + 100 単位	479	
31	1253	薬剤師居宅療養 4			(三)(一)及び (二)以外の場合	がん末期の患者・中心静脈栄養 患者・麻薬注射剤使用患者の場 合(月8回限度)		379
31	1254	薬剤師居宅療養 4・特薬			379 単位	特別な薬剤の場合 + 100 単位	479	
31	1246	薬剤師居宅療養 5			(三)(一)及び (二)以外の場合	がん末期の患者・中心静脈栄養 患者・麻薬注射剤使用患者以外 の場合(月4回限度)		342
31	1247	薬剤師居宅療養 5・特薬			342 単位	特別な薬剤の場合 + 100 単位	442	
31	1248	薬剤師居宅療養 6			(四)情報通信機器を用いて行う 場合	在宅の利用者に対して行う場合(月4回限度)		342
31	1249	薬剤師居宅療養 6・特薬			46 単位	特別な薬剤の場合 + 100 単位	442	
31	1257	薬剤師居宅療養 7				在宅の利用者に対して行う場合(月8回限度)		46
31	1258	薬剤師居宅療養 8			46 単位	注射による麻薬の投与を受けている患者に対して行う場合(月8回限度)		46
31	1131	管理栄養士居宅療養 1	ニ 管理栄養士が行う 場合	(1)当該指定 居宅療養管 理指導事業 所の管理栄 養士が行っ た場合	管理栄養士が医師の指示 に基づき栄養管理に係る 情報提供及び指導又は助 言を行った場合 (月2回限度)	(一)単一建物居住者が1人の場合	545 単位	545
31	1132	管理栄養士居宅療養 2				(二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	487 単位	487
31	1133	管理栄養士居宅療養 3				(三)(一)及び(二)以外の場合	444 単位	444
31	1151	管理栄養士居宅療養 4			計画的医学管理を行っ ている医師の特別の指 示があった場合 (月2回限度)	(一)単一建物居住者が1人の場合	545 単位	545
31	1152	管理栄養士居宅療養 5				(二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	487 単位	487
31	1153	管理栄養士居宅療養 6				(三)(一)及び(二)以外の場合	444 単位	444
31	1134	管理栄養士居宅療養 1			(2)当該指定 居宅療養管 理指導事業 所以外の管 理栄養士が 行った場合	管理栄養士が医師の指示 に基づき栄養管理に係る 情報提供及び指導又は助 言を行った場合 (月2回限度)	(一)単一建物居住者が1人の場合	525 単位
31	1135	管理栄養士居宅療養 2				(二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	467 単位	467
31	1136	管理栄養士居宅療養 3				(三)(一)及び(二)以外の場合	424 単位	424
31	1154	管理栄養士居宅療養 4		計画的医学管理を行っ ている医師の特別の指 示があった場合 (月2回限度)		(一)単一建物居住者が1人の場合	525 単位	525
31	1155	管理栄養士居宅療養 5				(二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	467 単位	467
31	1156	管理栄養士居宅療養 6				(三)(一)及び(二)以外の場合	424 単位	424
31	1241	歯科衛生士等居宅療養		ホ 歯科衛生士等が行 う場合		がん末期の患者以外 の場合 (月4回限度)	(1)単一建物居住者が1人の場合	362 単位
31	1243	歯科衛生士等居宅療養					(2)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	326 単位
31	1250	歯科衛生士等居宅療養			(3)(1)及び(2)以外の場合		295 単位	295
31	1281	歯科衛生士等居宅療養	がん末期の患者の場 合 (月6回限度)		(1)単一建物居住者が1人の場合	362 単位	362	
31	1282	歯科衛生士等居宅療養				(2)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	326 単位	326
31	1283	歯科衛生士等居宅療養				(3)(1)及び(2)以外の場合	295 単位	295
31	8000	特別地域居宅療養居宅管理指導加算	特別地域居宅療養管理指導加算	所定単位数の 15% 加算				
31	8100	居宅療養小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10% 加算				
31	8110	居宅療養中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5% 加算				
31	8121	薬剤師医療用麻薬持続注射療法加算	在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算(八を算定する場合のみ算定可((2)(四)を除く))	250 単位加算		250		
31	8122	薬剤師在宅中心静脈栄養法加算	在宅中心静脈栄養法加算(八を算定する場合のみ算定可((2)(四)を除く))	150 単位加算		150		

4 介護予防居宅療養管理指導サービスコード表

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位				
34 1111	予防医師居宅療養 1	イ 医師が行う場合 (月2回限度)	(1)介護予防居宅療養管理指導費( ) (2)以外	(一)単一建物居住者が1人の場合	515 単位	1回につき			
34 1113	予防医師居宅療養 2			(二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	487 単位				
34 1115	予防医師居宅療養 3			(三)(一)及び(二)以外の場合	446 単位				
34 1112	予防医師居宅療養 1			(2)介護予防居宅療養管理指導費 ( ) (在宅時医学総合管理料等を算定する場合)	(一)単一建物居住者が1人の場合		299 単位		
34 1114	予防医師居宅療養 2				(二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合		287 単位		
34 1116	予防医師居宅療養 3				(三)(一)及び(二)以外の場合		260 単位		
34 2111	予防歯科医師居宅療養	ロ 歯科医師が行う場合 (月2回限度)	(1)単一建物居住者が1人の場合 (2)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合 (3)(1)及び(2)以外の場合		517 単位	517			
34 2112	予防歯科医師居宅療養				487 単位	487			
34 2113	予防歯科医師居宅療養				441 単位	441			
34 1221	予防薬剤師居宅療養 1	ハ 薬剤師が行う場合 (月2回限度)	(1)医療機関の薬剤師の場合 (2)薬局の薬剤師の場合 (3)情報通信機器を用いて行う場合	(一)単一建物居住者が1人の場合	566 単位	特別な薬剤の場合 + 100 単位	666		
34 1222	予防薬剤師居宅療養 1・特薬			(二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	417 単位	特別な薬剤の場合 + 100 単位	517		
34 1251	予防薬剤師居宅療養 2			(三)(一)及び(二)以外の場合	380 単位	特別な薬剤の場合 + 100 単位	480		
34 1252	予防薬剤師居宅療養 2・特薬			(二)単一建物居住者が1人の場合	がん末期の患者・中心静脈栄養患者・麻薬注射剤使用患者以外の場合(月4回限度)		518 単位	特別な薬剤の場合 + 100 単位	618
34 1271	予防薬剤師居宅療養 3						518 単位	特別な薬剤の場合 + 100 単位	618
34 1272	予防薬剤師居宅療養 3・特薬			(二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	がん末期の患者・中心静脈栄養患者・麻薬注射剤使用患者以外の場合(月4回限度)		379 単位	特別な薬剤の場合 + 100 単位	479
34 1223	予防薬剤師居宅療養 1						379 単位	特別な薬剤の場合 + 100 単位	479
34 1224	予防薬剤師居宅療養 1・特薬			(三)(一)及び(二)以外の場合	がん末期の患者・中心静脈栄養患者・麻薬注射剤使用患者以外の場合(月4回限度)		342 単位	特別な薬剤の場合 + 100 単位	442
34 1224	予防薬剤師居宅療養 2						342 単位	特別な薬剤の場合 + 100 単位	442
34 1255	予防薬剤師居宅療養 2			(四)情報通信機器を用いて行う場合	在宅の利用者に対して行う場合(月4回限度) 注射による麻薬の投与を受けている患者に対して行う場合(月8回限度)		46 単位		46
34 1256	予防薬剤師居宅療養 2・特薬						46 単位		46
34 1225	予防薬剤師居宅療養 3			(1)当該指定居宅療養管理指導事業所の管理栄養士が行った場合	管理栄養士が医師の指示に基づき栄養管理に係る情報提供及び指導又は助言を行った場合(月2回限度) 計画的医学管理を行っている医師の特別の指示があった場合(月2回限度)	(一)単一建物居住者が1人の場合	545 単位		545
34 1226	予防薬剤師居宅療養 3・特薬					(二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	487 単位		487
34 1253	予防薬剤師居宅療養 4					(三)(一)及び(二)以外の場合	444 単位		444
34 1254	予防薬剤師居宅療養 4・特薬					(一)単一建物居住者が1人の場合	545 単位		545
34 1273	予防薬剤師居宅療養 5					(二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	487 単位		487
34 1274	予防薬剤師居宅療養 5・特薬					(三)(一)及び(二)以外の場合	444 単位		444
34 1275	予防薬剤師居宅療養 6					(一)単一建物居住者が1人の場合	525 単位		525
34 1276	予防薬剤師居宅療養 6・特薬					(二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	467 単位		467
34 1257	予防薬剤師居宅療養 7					(三)(一)及び(二)以外の場合	424 単位		424
34 1258	予防薬剤師居宅療養 8					(一)単一建物居住者が1人の場合	525 単位		525
34 1131	予防管理栄養士居宅療養 1			ニ 管理栄養士が行う場合	(2)当該指定居宅療養管理指導事業所以外の管理栄養士が行った場合	(二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	424 単位		424
34 1132	予防管理栄養士居宅療養 2					(一)単一建物居住者が1人の場合	525 単位		525
34 1133	予防管理栄養士居宅療養 3					(二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	467 単位		467
34 1151	予防管理栄養士居宅療養 4					(三)(一)及び(二)以外の場合	424 単位		424
34 1152	予防管理栄養士居宅療養 5					(一)単一建物居住者が1人の場合	525 単位		525
34 1153	予防管理栄養士居宅療養 6					(二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	467 単位		467
34 1134	予防管理栄養士居宅療養 1					(三)(一)及び(二)以外の場合	424 単位		424
34 1135	予防管理栄養士居宅療養 2	(一)単一建物居住者が1人の場合	525 単位				525		
34 1136	予防管理栄養士居宅療養 3	(二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	467 単位				467		
34 1154	予防管理栄養士居宅療養 4	(三)(一)及び(二)以外の場合	424 単位				424		
34 1155	予防管理栄養士居宅療養 5	ホ 歯科衛生士等が行う場合	がん末期の患者以外の場合(月4回限度)	(1)単一建物居住者が1人の場合	362 単位		362		
34 1156	予防管理栄養士居宅療養 6			(2)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	326 単位		326		
34 1241	予防歯科衛生士等居宅療養			(3)(1)及び(2)以外の場合	295 単位		295		
34 1242	予防歯科衛生士等居宅療養	がん末期の患者の場合(月6回限度)		(1)単一建物居住者が1人の場合	362 単位		362		
34 1243	予防歯科衛生士等居宅療養			(2)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	326 単位		326		
34 1281	予防歯科衛生士等居宅療養			(3)(1)及び(2)以外の場合	295 単位		295		
34 1282	予防歯科衛生士等居宅療養								
34 8000	予防特別地域居宅療養管理指導加算	特別地域介護予防居宅療養管理指導加算		所定単位数の 15%	加算				
34 8100	予防居宅療養小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10%	加算				
34 8110	予防居宅療養中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5%	加算				
34 8121	予防医療用麻薬持続注射療法加算	在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算(ハを算定する場合のみ算定可(2)(四)を除く)		250 単位	加算	250			
34 8122	予防在宅中心静脈栄養法加算	在宅中心静脈栄養法加算(ハを算定する場合のみ算定可(2)(四)を除く)		150 単位	加算	150			